

# 合併協議会だより



合併協定調印終了後、握手をする中田岩瀬町長・平間真壁町長・橋本知事・飯島大和村長（左から）

## もくじ

- 合併協定調印式 2～15ページ
- 経過報告 3～6ページ
- 合併協定書 7～14ページ
- 新市名称懸賞当選者表彰 15ページ
- 合併申請 16ページ
- 合併協議会報告 16ページ



平成17年1月18日、岩瀬町「湖畔閣」において合併協定調印式が開催されました。式典は、橋本昌県知事をはじめ合併協議会委員の立会いのもと、協定項目43項目の確認事項を盛り込んだ合併協定書に3町村の首長が署名しました。今後は、10月1日の合併に向けた取り組みを進めていくことになります。

**合併協定調印式が開催されました。**

# 合併協定調印式

日 時 平成17年1月18日（火）午前10時から  
場 所 岩瀬町「湖畔閣」



調印書に署名する  
中田岩瀬町長・平間真壁町長・飯島大和村長（左から）

平成17年1月18日（火）午前10時から岩瀬町の「湖畔閣」において3町村の合併協定調印式が執り行われました。

はじめに事務局より合併の経過・合併協定書の内容について報告を行い、3町村長が調印書に署名をしました。続いて、立会人として合併協議会委員35名が署名し、最後に、特別立会人の橋本知事に署名をいただきました。

全員の署名が終了すると、橋本知事から3町村長に合併協定書がそれぞれ手渡され、堅い握手が交わされました。

その後、3町村長のあいさつに続き、橋本知事、県議会を代表して長谷川県議会議員から来賓祝辞をいただき、合併協定調印式は滞りなく終了いたしました。

## 調 印 書

西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町及び同郡大和村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年1月18日

岩瀬町長 中田 裕  
真壁町長 平間 小四郎  
大和村長 飯島 輝信



# 合併協定調印までの経過報告

期日	内 容
平成15年	
4月7日	第1回岩瀬町・真壁町・大和村合併懇談会 ・懇談会規約等
22日	第2回岩瀬町・真壁町・大和村合併懇談会 ・行政内容現況調書について
5月26日	第3回岩瀬町・真壁町・大和村合併懇談会 ・法定合併協議会設立準備（真壁町長、大和村長、岩瀬町長合同記者会見）
6月12日	岩瀬町、真壁町、大和村の各議会で臨時議会を開催、法定合併協議会設置議案を議決
7月1日	岩瀬町、真壁町、大和村合併協議会（法定合併協議会）を設置 ○第1回合併協議会 報告事項　・合併協議会規約、幹事会設置規程等 協議事項　・会議運営規程、小委員会設置規程等【承認】 ・平成15年度事業計画・予算【承認】
4日	真壁町長、大和村長、岩瀬町長が茨城県知事へ合併重点支援地域の指定申請
7日	合併重点支援地域の指定
8月4日	○第2回合併協議会 報告事項　・幹事会の設置、専門部会の設置等【承認】 協議事項　・協議会スケジュール、行政制度の調整方針、合併協定項目【承認】
9月1日	○第3回合併協議会 協議事項　・合併の方式【承認】（新設合併） ・合併の期日【承認】（平成17年3月末まで） ・新市の名称【承認】（公募、小委員会の設置） ・新市の事務所の位置【承認】（小委員会の設置）
22日	第1回新市名称選定小委員会
27日	第2回新市名称選定小委員会
29日	第3回新市名称選定小委員会
10月6日	○第4回合併協議会 報告事項　・新市名称選定小委員会審議結果 協議事項　・新市建設計画の策定方針【承認】 ・住民アンケートの実施【承認】 ・議会議員の定数及び任期の取扱い【提案】 ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い【提案】 ・一般職の職員の身分の取扱い【承認】
16日	第4回新市名称選定小委員会
23日	第1回新市事務所位置選定小委員会

期日	内容
11月4日	<p>○第5回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市名称選定小委員会審議結果</p> <p>協議事項　・地域審議会の取扱い【承認】 ・特別職の身分の取扱い【承認】</p>
11月5日～17日	「3町村合併に関する住民アンケート」配布・回収
17日	第2回新市事務所位置選定小委員会
19日	第5回新市名称選定小委員会
12月1日	<p>○第6回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市名称選定小委員会審議結果 ・新市事務所位置選定小委員会審議結果</p> <p>協議事項　・新市名称募集要領及び選定基準【承認】 ・議会議員の定数及び任期の取扱い【承認】 ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い【承認】 ・地域審議会の取扱い【承認】 ・姉妹都市・国際交流事業【承認】 ・電算システム事業【承認】</p>
25日	第3回新市事務所位置選定小委員会
平成15年 12月15日～ 平成16年 1月20日	新市名称募集期間
平成16年 1月13日	<p>○第7回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市事務所位置選定小委員会審議結果 ・住民アンケート結果</p> <p>協議事項　・議会議員の定数及び任期の取扱い【承認】 ・慣行の取扱い【承認】 ・窓口業務【承認】 ・保育事業【継続】 ・健康づくり事業【承認】 ・ごみ収集運搬事業【承認】 ・建設関係事業【承認】 ・町村立学校（園）の通学区域【承認】</p>
23日	第4回新市事務所位置選定小委員会
2月2日	<p>○第8回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市名称の公募結果 ・新市事務所位置選定小委員会審議結果</p> <p>協議事項　・行政連絡組織の取扱い【承認】</p>

期 日	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の取扱い【承認】</li> <li>・納稅関係事業【承認】</li> <li>・農林水産関係事業【承認】</li> <li>・商工・観光関係事業【承認】</li> <li>・下水道事業【承認】</li> </ul>
20日	第6回新市名称選定小委員会
23日	第7回新市名称選定小委員会
3月2日	<p>○第9回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市名称選定小委員会審議結果</p> <p>協議事項　・新市の名称【承認】『桜川市』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育事業【承認】</li> <li>・介護保険事業【承認】</li> <li>・障害者福祉事業【承認】</li> <li>・学校教育関係事業【承認】</li> <li>・平成16年事業計画・予算【承認】</li> </ul>
4月10日	<p>○第10回合併協議会</p> <p>報告事項　・平成15年度予備費充用及び予算流用</p> <p>協議事項　・条例・規則等の取扱い【承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部事務組合等の取扱い【承認】</li> <li>・国民健康保険事業の取扱い【承認】</li> <li>・高齢者福祉事業【承認】</li> <li>・児童福祉事業【承認】</li> <li>・学校給食【承認】</li> <li>・新市建設計画の基本方針【承認】</li> </ul>
4月12日	住民懇談会（真壁町中央公民館）
14日	第5回新市事務所位置選定小委員会
15日	住民懇談会（大和村ふれあいセンター「シトラス」）
21日	住民懇談会（岩瀬町中央公民館）
26日	第6回新市事務所位置選定小委員会
5月10日	<p>○第11回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市事務所位置選定小委員会審議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民懇談会の実施結果</li> </ul> <p>協議事項　・使用料・手数料等の取扱い【承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防防災関係事業【承認】</li> <li>・上水道事業【継続】</li> <li>・生涯学習関係事業【承認】</li> </ul>
17日	第7回新市事務所位置選定小委員会
6月3日	第8回新市事務所位置選定小委員会
14日	○第12回合併協議会

期日	内容
	<p>報告事項　・新市事務所位置選定小委員会審議結果 ・平成15年度事業報告</p> <p>認定事項　・平成15年度歳入歳出決算</p> <p>協議事項　・合併の期日【承認】『平成17年3月28日』 ・公共的団体の取扱い【承認】 ・補助金・交付金等の取扱い【承認】 ・町名・字名の取扱い【承認】</p>
7月5日	<p>○第13回合併協議会</p> <p>協議事項　・上水道事業の取扱い【承認】 ・平成16年度補正予算(第1号)【承認】</p>
9月21日	第9回新市事務所位置選定小委員会
30日	第10回新市事務所位置選定小委員会
10月12日	第11回新市事務所位置選定小委員会
15日	<p>○第14回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市事務所位置選定小委員会審議結果</p> <p>協議事項　・新市の事務所の位置【継続】 ・財産の取扱い【承認】</p>
11月4日	第12回新市事務所位置選定小委員会
12日	<p>○第15回合併協議会</p> <p>報告事項　・新市事務所位置選定小委員会審議結果</p> <p>協議事項　・合併の期日の変更【承認】『平成17年10月1日』 ・協議会スケジュールの変更【承認】 ・新市の事務所の位置【承認】『大和村役場』 ・事務組織及び機構の取扱い【承認】 ・新市建設計画【継続】</p>
12月13日	<p>○第16回合併協議会</p> <p>協議事項　・協定項目調整方針の変更【承認】 ・特別職報酬等審議小委員会の設置【承認】 ・新市建設計画【継続】</p>
13日	茨城県議会「市町村合併に伴う新生活圈づくり調査特別委員会」において2町1村による新市建設計画について審議
27日	岩瀬町・真壁町・大和村新市建設計画(案)の県知事との本協議異議ない旨の回答
27日	第1回新市特別職報酬等審議小委員会
平成17年	
1月12日	<p>○第17回合併協議会</p> <p>協議事項　・新市建設計画【承認】 ・合併協定書【承認】</p>
18日	合併協定調印式を開催

# 合併協定書

## 1 合併の方式

西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町及び同郡大和村を廃し、その区域をもって新しい市を配置する新設合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、桜川市とする。

## 4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、当面の間大和村役場とする。なお、岩瀬町役場、真壁町役場については、それぞれ岩瀬支所、真壁支所とする。
- (2) 庁舎方式については、総合支所方式をベースとし、一部分庁方式とする。
- (3) 新庁舎については、新市建設計画期間内に建設する。
- (4) 新たに建設する市庁舎の位置等については、速やかに新市の市長及び議会で決定する。

## 5 財産の取扱い

2町1村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

2町1村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年9月30日までの2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。なお、合併特例法第7条第1項第1号の規定適用後の議会議員の定数は、26人とする。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、2町1村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年9月30日までの1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

## 8 地域審議会の取扱い

住民の意見が行政に反映されるよう区長会等の組織を充実させ、地域審議会は設置しないものとする。

## 9 地方税の取扱い

- (1) 個人町村民税、法人町村民税、軽自動車税、町村たばこ税、固定資産税については、標準税率及び減免措置に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 鉱産税については、新市に引き継ぐものとする。
- (3) 納期については、合併時に統一する。
- (4) 軽自動車の標識は、合併期日前日までに発行された標識については、廃車申告をするまで有効とする。

## 10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 2町1村の一般職の職員及び筑ろく地方学校給食組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については現給を保証する。

## 11 特別職の身分の取扱い

- (1) 新市の職務執行者については、2町1村の長が別に協議して定める。
- (2) 常勤の特別職については、その設置・人数・任期は、法令の定めるところによる。給料等の額については、現行の額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- (3) 議会議員の報酬については、現行の額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- (4) 行政委員会（農業委員会を除く。）の委員数・任期については、各法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (5) 審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
  - ① 現に2町1村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、原則として統合する。
  - ② 1ないし複数の自治体で設置されているものについては、その必要性を判断して、新市において速やかに調整する。
  - ③ 人数、任期、報酬額については、現行の制度及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (6) その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

## 12 条例・規則等の取扱い

条例・規則の制定、施行に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、合併後に支障をきたさないよう整備するものとする。

## 13 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の組織及び機構については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、次の事項を基本に調整する。
  - ① 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
  - ② 住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構
  - ③ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
  - ④ 簡素で効率的な組織・機構
- (2) 新市の組織は、部制制度を採用する。

## 14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 筑ろく地方学校給食組合は合併の前日をもって解散し、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 筑西広域市町村圏事務組合については、岩瀬町、真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。
- (3) 筑北環境衛生組合については、岩瀬町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。
- (4) 県西総合病院組合については、岩瀬町、真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に

新市において加入するものとする。

- (5) 茨城県市町村総合事務組合については、岩瀬町、真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。
- (6) 茨城租税債権管理機構については、岩瀬町、真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。
- (7) 下館市外4カ町村及び一部事務組合等公平委員会については、真壁町、大和村及び筑ろく地方学校給食組合は合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置するものとする。
- (8) 笠間市、西茨城郡町村公平委員会については、岩瀬町は合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置するものとする。

## 15 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、新市における住民の一体性の確保や住民負担の公平性の観点から、できる限り統一するよう努めるものとする。
- (2) 手数料については、サービスに対する適正な負担額を検討し、合併時に統一する。

## 16 公共的団体等の取扱い

- (1) 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。
  - ① 2町1村で共通している団体については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。
  - ② 独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。
  - ③ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け調整に努めるものとする。
- (2) 岩瀬町土地開発公社については、新市に引き継ぐものとする。

## 17 補助金・交付金等の取扱い

- 補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を考慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整する。
- ① 2町1村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
  - ② 2町1村の独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。
  - ③ 整理統合できる補助金、交付金等については、廃止や統合に努めるものとする。

## 18 町名・字名の取扱い

- (1) 2町1村の字の区域は、従前のとおりとする。
- (2) 岩瀬町・大和村の字名については従前のとおりとし、「大字」のついている区域については、「大字」を削除した名称とする。
- (3) 真壁町の字名については「大字」を削除し、現行の大字名の前に真壁町（まかべちょう）を付した名称とする。

## 19 慣行の取扱い

- (1) 新市の市章については、合併時までに決定する。

- (2) 市の花、木、鳥については、新市において調整する。
- (3) 市民憲章、宣言については、新市において調整する。
- (4) 名誉市民制度については、新市において再編する。すでにその称号を贈られている名誉町村民は、新市に引き継ぐものとする。
- (5) 市表彰等については、新市において再編する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険の税率については、合併する日が属する年度は旧町村による不均一課税とし、次年度以降は均一課税とするが、急激な負担増加が生じないよう新市において調整する。
- (2) 国民健康保険の納期については、合併時に統一する。ただし遡及課税納期については、真壁町・大和村の制度に統一する。
- (3) 賦課方法の医療分については現行のとおりとし、介護保険分については真壁町・大和村の制度に統一する。
- (4) 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。
- (5) 出産、葬祭に関する給付については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- (6) 人間ドック助成については、合併時に再編する。

## 21 介護保険事業の取扱い

- (1) 第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。
- (2) 第2期介護保険事業計画による保険料については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度からの新たな計画において統一する。
- (3) 納期及び督促手数料については、合併時に統一する。
- (4) 賦課徴収は介護保険担当課で行う。
- (5) 認定調査形式及び委託料については、合併時に統一する。
- (6) 介護保険認定審査会については、合併時に新たな認定審査会を設置する。
- (7) 居宅介護支援事業所は真壁町のみが設置しているので、合併時に廃止する。

## 22 消防防災関係事業の取扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合する。
- (2) 消防団員については新市に引き継ぎ、本部及び分団の役員については合併時に選任する。
- (3) 任免については、合併時に統一する。
- (4) 報酬及び費用弁償については、合併時に真壁町・大和村の制度に統一する。
- (5) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。
- (6) 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (7) 相互応援協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

## 23 行政連絡組織の取扱い

- (1) 行政区については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 区長会については、現行のとおり区長を構成員として新市に引き継ぎ、合併後に組織を検討する。
- (3) 区長等の報酬額については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度から統一する。

- (4) 行政連絡組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。

## 24 各種事務事業の取扱い

### 24-1 姉妹都市・国際交流事業

- ① やまゆりサミットについては、新市の花が決まらないので、合併時に廃止する。
- ② 義士親善友好都市交流会議については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ③ まほろば連邦交流事業について、首長・議長サミットは平成16年度を最後に解散する予定であり合併時に廃止し、青年サミット・子どもサミットは現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ④ 二宮尊徳ゆかりの地交流事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 24-2 電算システム事業

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。

### 24-3 納税関係事業

- ① 納税組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、納税組合長手当についても合併時に統一する。
- ② 完納報奨金については、合併時に廃止する。
- ③ 前納報奨金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、交付限度額については合併時に統一する。
- ④ 口座振替制度については、合併時に統一する。
- ⑤ 督促手数料については、合併時に統一する。

### 24-4 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、合併時に統一する。

### 24-5 障害者福祉事業

- ① 障害者福祉計画については、合併後速やかに策定する。
- ② 国または県が定める制度に基づき実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ③ 重度身体障害者紙おむつ購入費助成事業は、岩瀬町については現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。
- ④ 障害者ワーカス運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑤ 心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業については、合併時に岩瀬町の制度に統一し、大和村の身体障害者通院用自動車燃料費助成事業は合併時に廃止する。
- ⑥ 身体障害者（児）補装具の交付（修理）費自己負担助成は、合併時に真壁町の制度に統一する。

### 24-6 高齢者福祉事業

- ① 敬老事業及び金婚記念事業については、合併時に再編し、式典は旧町村単位で実施する。
- ② 長寿祝金及び徘徊高齢者位置情報提供サービスについては、合併時に廃止する。
- ③ ねたきり老人等介護者激励金給付事業については、合併時に統一する。
- ④ 高齢者福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉巡回バス運行は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度から再編する。

- ⑤ 老人福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### 24-7 児童福祉事業

- ① 児童手当及び児童扶養手当については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ② 放課後児童対策事業については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- ③ 母子家庭養育手当金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度から真壁町の制度に統一し、手当金については大和村の額とする。
- ④ 交通遺児手当について、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度から真壁町の制度に統一する。
- ⑤ 福祉医療助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度から大和村の制度に統一し、所得制限を設けて実施する。
- ⑥ 児童館については、新市に引き継ぎ合併時に再編する。

#### 24-8 保育事業

- ① 公立保育所（岩瀬町・大和村）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、保育時間については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- ② 保育料については、国の徴収基準額を参考に合併の翌年度に統一し、保育料減免についても合併の翌年度から統一する。
- ③ 私立保育所運営補助制度については、真壁町の制度を新市に引き継ぐものとする。
- ④ 公立保育所給食については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- ⑤ 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- ⑥ 乳児保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度に岩瀬町の制度に統一する。
- ⑦ 送迎バスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### 24-9 健康づくり事業

- ① 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ② 保健計画等については、合併後に新市において策定する。
- ③ 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度から統一する。
- ④ 母子保健事業については次のとおりとする。
  - ア 母子保健事業に基づく共通事業については、合併の翌年度から統一する。
  - イ 単独事業については、実施の必要性を考慮し、合併の翌年度から再編する。
- ⑤ 老人保健事業については、合併の翌年度から統一する。

#### 24-10 ごみ収集運搬業務事業

- ① ごみの排出・収集運搬体制については、可燃ごみは現行のとおりとし、不燃ごみについては、合併の翌年度から統一する。リサイクル資源ごみについては、合併の翌年度から統一する。
- ② 指定ゴミ袋制度については、合併時に統一する。
- ③ 粗大ごみ収集処理については、合併の翌年度から統一する。

#### 24-11 農林水産関係事業

- ① 農林業整備計画については、新市において新たに策定する。
- ② 農業振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

- ③ 水田農業経営確立対策事業については、今後の国の制度を踏まえ、合併後に調整する。
- ④ 林務・農林道関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、林道開設用地の取得は、合併の翌年度から真壁町・大和村の制度に統一する。
- ⑤ 畜産関係事業については、合併時に統一する。
- ⑥ 土地改良区については、合併後に統一する。
- ⑦ 国県補助事業及び継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑧ 各種事業の受益者負担割合については、平成17年度中に着工した事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな事業については合併の翌年度から統一する。
- ⑨ 農業関連資金貸付等利子補給については合併の翌年度から統一し、従前の制度を適用されたものは新市に引き継ぐものとする。

#### 24-12 商工・観光関係事業

- ① 各種融資制度については、合併時に統一する。
- ② 融資利子補給及び保証料助成制度については、合併時に統一する。ただし、償還継続分は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ③ 直営施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ④ 観光事業及びイベント等の実施については、各地域の資源・環境を活かし新市において再編する。

#### 24-13 建設関係事業

- ① 町村道については、新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については、合併後速やかに調整する。
- ② 官民境界確認事務は、合併時に統一する。
- ③ 道路、水路、ため池等の管理及び占用にかかる事務は、合併時に統一する。
- ④ 各期成同盟会及び協議会にかかる事務は、新市に引き継ぎ調整する。
- ⑤ 国道、県道、市町村道要望の調整事務は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑥ 道路新設・改良事業等における各町村の継続事業については、新市に引き継ぐものとする。
- ⑦ 公営住宅整備・既設公営住宅改善事業については、合併後速やかに調整するものとし、公営住宅管理は合併時に統一する。
- ⑧ 公営住宅ストック総合計画については、合併後速やかに調整する。
- ⑨ 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要に応じ見直しを行うものとする。
- ⑩ 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- ⑪ 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### 24-14 上水道事業

- ① 上水道事業計画は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
- ② 水道使用料、量水器使用料、新規加入に係わる加入分担金については、合併後速やかに統一に向けて調整する。
- ③ 水道関係手数料については、合併時に統一する。

#### 24-15 下水道事業

- ① 小貝川東部流域下水道事業については、2町1村とも構成市町村になっているため、現行のとおり新市

に引き継ぐものとする。

- ② 公共下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ③ 公共下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ④ 公共下水道受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。
- ⑤ 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑥ 農業集落排水事業使用料並びに受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。

#### 24-16 町村立学校（園）の通学区域

町村立学校（園）の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### 24-17 学校教育関係事業

- ① 小・中学校及び幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ② 特殊教育児童・生徒の就学補助については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- ③ 幼稚園関係事務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併の翌年度から真壁町の制度に統一する。
- ④ 情報教育推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑤ スクールバスの管理運営並びに通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

#### 24-18 学校給食

- ① 学校給食センター及び業務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食内容については合併の翌年度から統一する。
- ② 学校給食運営協議会については、合併時に再編する。

#### 24-19 生涯学習関係事業

- ① 公民館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、開館時間については、真壁町・大和村の制度に統一する。
- ② 公民館各種講座については、地域の実情を考慮し合併時に調整する。
- ③ 成人式については、合併後に再編する。
- ④ 社会体育施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営等については、合併後速やかに調整する。

管理委託制度を導入している施設については、合併時までに管理運営体制について協議し調整する。

- ⑤ 各種スポーツ大会については、合併後速やかに調整する。
- ⑥ 国、県、町村指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑦ 史跡等整備事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新たな計画を策定する。
- ⑧ 真壁町歴史民俗資料館については、新市に引き継ぐものとする。

### 25 新市建設計画

新市建設計画は、別添「岩瀬町・真壁町・大和村新市建設計画」に定めるとおりとする。

# 新市名称懸賞当選者表彰

合併協定調印式終了後、祝賀会の席上新市名称懸賞当選者の表彰が行われました。(敬称略)

## ■名付け親大賞 (1名)

小 泉 美 裕 (岩瀬町)



## ■名付け親賞 (5名)

大久保 里 美 (岩瀬町) 来 栖 こ と (真壁町)  
齋 藤 イ ネ (岩瀬町) 坪 井 宙 子 (岩瀬町)  
米 川 建 宏 (真壁町)



## ■特 別 賞 (10名)

市 塚 淑 江 (岩瀬町) 稲 葉 正 行 (真壁町)  
木 村 立 夫 (真壁町) 木 村 れい子 (真壁町)  
袖 山 松 美 (真壁町) 田 口 善 之 (大和村)  
田 中 順 (真壁町) 田 中 章 公 (真壁町)  
田 中 照 子 (真壁町) 渡 邊 八 重 子 (真壁町)



## 合併申請書を提出



橋本知事（右）に合併申請書を提出する3町村長

平成17年1月31日、3町村長は、橋本知事に合併申請書を提出いたしました。2月21日開会の第1回定例県議会に提案される予定です。

# 合併協議会報告

## 第17回合併協議会

平成17年1月12日開催

### 『報告事項』

#### 報告第30号

#### 新市特別職報酬等審議小委員会の審議結果について

第1回新市特別職報酬等審議小委員会の審議結果を報告しました。

平成16年12月27日開催した小委員会において役員を選出し、審議していくことといたしました。

### 『協議事項』

#### 議案第46号（協定項目25） 新市建設計画について（継続）

新市建設計画について、県との本協議の結果、異議なしの回答を受け最終決定されました。

#### 議案第61号 合併協定書について

合併協議会において、協議決定された43の合併協定項目すべてについて取りまとめた「合併協定書」が承認されました。

## 今後の開催予定

今後は、合併協定項目43項目の協議が終了いたしましたので、調整方針に基づき調整された事務事業について随時報告してまいります。

### 合併協議会についての お問い合わせは

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会事務局

TEL 0296-2017211  
FAX 0296-5411030  
HP <http://www.i-my-gappei.jp>  
E-mail [info@i-my-gappei.jp](mailto:info@i-my-gappei.jp)